

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年6月30日

岡山県知事 伊原木 隆太

記

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和9年度岡山県職員PR動画制作業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (4) 委託限度額 1,001,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格に関する事項

企画提案の公告日から契約候補者が決定する日までの間において、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「5企画・制作」、小分類が「4映画・ビデオ」又は「5広告・広報」に登録され、格付区分がA又はBであること。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 過去5年間に、国及び地方公共団体等の公的機関から別添仕様書に定める業務と同種のものを受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (8) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県人事委員会事務局 任用班

〒703-8278 岡山市中区古京町1丁目7-36

電話(086)226-7561/FAX(086)273-7272

E-mail : jinjii@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間

令和8年6月30日(火)から7月13日(月)までの午前9時から午後5時までとする。
ただし、閉庁日を除く。

(2) 仕様書等の配布場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県人事委員会事務局ホームページからダウンロードすることができる。
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/138/>)

(3) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年7月13日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法 持参、電子メール又は郵送等(書留郵便、その他これに準じる方法によるもの)に限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。

(4) 技術提案参加資格要件の審査及び通知等

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2(1)から(6)の項目について審査を行い、その結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和8年7月16日(木)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年7月22日(水)までに、上記3の宛先にFAX又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

5 仕様等についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この業務に係る仕様等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書(様式第2号)で、上記3の宛先にFAX又は電子メールにより行うこととし、令和8年6月30日(火)から7月8日(水)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

(2) 質問の回答

FAX又は電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記4(2)の岡山県人事委員会事務局ホームページに掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、

回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(3) その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書等の提出

(1) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年7月27日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出書類 ①提案書(様式第3号) 2部

②技術提案書 2部

③見積書 2部

④上記2(7)を満たすことが確認できる資料(過去の事業実績等) 2部

⑤岡山県税(岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税)の全税目について滞納がないこと(又は課税がないこと)を証明する書類 1部

※証明書については、岡山県の県民局(備前、備中、美作)税務部収納管理課にお問い合わせください。

エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。)

(2) 留意事項

・技術提案には、以下の内容を含めること。

①基本的な考え方

岡山県職員の仕事の魅力をどのように発信し、採用試験の受験を検討している学生等に対し、どのように受験申込の後押しをするのか、基本的な方針やコンセプトを明記すること。

②業務の具体的な企画提案内容

ターゲットをどう分析し、3分程度の動画3本及び岡山県職員募集案内ホームページの閲覧を促すための30秒程度の縦型動画1本をどういったテーマやストーリー性で制作するのか、構成をできる限り具体的に示すこと。

③業務実施体制(任意様式)

業務の実施に係る社内体制とともに、業務責任者、担当者等を明記すること。

④スケジュール

納品までのスケジュール案を提示すること。

・採用が決定した者は、当該提案を基本として、本県と十分協議しながら事業を進めること。

7 技術提案書の審査

(1) 審査方法

岡山県人事委員会事務局内に設置する審査会において、提出された技術提案書等の内容について、別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、提案者あて通知するとともに、岡山県人事委員会事務局ホームページにおいてその旨を公表する。

8 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

9 その他

(1) 提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。

(4) 審査の公平を図るため、提案者に対して、提案書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。

(7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。

(8) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。

(9) 審査経過については公表しない。

(10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しない時は、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。